

山形市立病院済生館

プライベートLTE（sXGP）システム調達仕様書

山形市病院事業管理者 貞弘 光章（以下「発注者」という）と 山形市立病院済生館プライベートLTE（sXGP）システムを調達する業者（以下「受注者」という）との調達契約にかかる仕様については以下のとおりとする。

1 調達物

プライベートLTE（sXGP）システム一式

2 履行期間

契約日から令和9年3月12日まで

3 納入場所

山形市七日町1丁目3番26号
山形市立病院済生館

4 目的

山形市立病院済生館（以下、「当院」という。）に既存の構内電話交換機（以下、「PBX」という。）とスマートフォンを連携させる環境をプライベートLTE（sXGP）システムで構築し、内線通話及び多様な情報共有を実現することで、質の高い医療サービスを提供することを目的とする。

5 契約担当課

山形市立病院済生館 管理課
担当：管財係
電話番号 023-625-5555 内線 2313・2327
E-mail アドレス sisetu@saiseikan.jp
iryoudjyouhou@saiseikan.jp

6 納入期限及び業務委託期間

（1）納入期限 : 令和9年3月12日

7 調達要件

別紙 要件定義書のとおり。

8 環境構築内容

(1) スマートフォン連携サービス環境の構築

(ア) PBX 連携

- ・スマートフォンと既存 PBX を連携し、スマートフォン、固定電話及び PHS 間の内線通話が可能とすること。
- ・PBX と接続するため、必要となる通信機器を適切に設置すること。次に当院の PBX の概要を示す。（詳細は別紙 電話設備概要のとおり）

PBX 機種：UNIVERGE SV9300CT (NEC)

保守業者：東日本電信電話株式会社 山形支店

- ・既存 PBX への接続に係わる費用については発注者が負担をする。

(イ) 通信環境の整備

- ・通信エリアは本館地下 2 階から地上 10 階までとし、看護学院棟は除外する。具体的な利用範囲は別紙 利用範囲図のとおりとする。

- ・通信エリアについて必要に応じて電波状況調査を行い、発注者と協議のうえで通信環境の整備に着手すること。

また、当院の施設に削孔工事等や調査の必要が生じた場合には都度発注者に報告のうえ適切に行うこと。

- ・通信に係わる計測上の数値に問題がない場合でも、通信速度や音声品質等実務上問題が生じたと発注者が判断した場合には解消に向けて対応すること。

(ウ) ナースコール連携（病棟配置向け）

- ・当院のナースコールシステム（ケアコム：BZM-001WZ）からの発信をスマートフォンで受信し、通話できること。
- ・各病棟の指定したスマートフォンで一斉着信できるものであること。
- ・発信元が画面上で識別できるものであること。
- ・着信履歴が確認できるものであること。
- ・生体機器からの緊急通報を受信できること。

【参考】

現在の PHS によるナースコール連携は下記のとおり。

- ・一斉鳴動台数：5 台
- ・FIFO 方式での通知

9 全体管理

- (1) 受注者は、次の要件に基づき、プロジェクト体制を整備すること。
 - (ア) 作業者、業務範囲、役割及び連絡先を明確にすること。
 - (イ) 重要な業務においては、常時連絡できるよう複数体制とすること。
 - (ウ) 発注者からの受注者に対する指示、協議及び申出等全てを受付できるプロジェクトマネージャ及び業務ごとの責任者を設置すること。
 - (エ) 連携に遺漏のない体制を構築するため、関係者全員が利用できるチャットツールを選定し、提案すること。（見積は不要とする。）
- (2) 受注者は、次の要件に基づき、全体工程及び詳細スケジュールを作成すること。
 - (ア) 契約から納品までの各作業を網羅すること。
 - (イ) 作業ごとに主体実施者、発注者及び本業務の再発注者等受注者以外の事業者の関わりを明確にすること。
 - (ウ) 事前に日時の確定が必要な事項、準備が必要な事項及び調整に期間を要する事項はその旨を明記すること。
 - (エ) クリティカルパス上の作業が分かるよう明示すること。
 - (オ) 詳細スケジュールが必要な作業については少なくとも1日単位で作成すること。
- (3) 受注者は、本システムの構築環境（作業場所、電源、設備等）を受注者の責任と負担において用意し、事故等のないよう管理すること。やむを得ず当院の設備を利用する必要がある場合には事前に許可をとること。
- (4) 業務着手時のキックオフミーティング、隔週での定例会、都度の担当者レベルでの打合せ、各作業工程の区切りでの完成レビュー会を開催し、業務の進捗・作業報告書を作成し、発注者に提出、報告すること。

なお、発注者が認めた場合は、それぞれの報告会を兼ねて開催することができるものとする。
- (5) 本業務において発注者と協議又は打合せを実施した場合は、議事録を実施後1週間を目処に発注者に提出し承認を得ること。
- (6) 発注者からの作業等に対する問い合わせに対し、速やかに対応するとともに、各項目の終了時においては、作業結果について発注者の承認を得ること。
- (7) 情報セキュリティに留意し、定期的に作業状況を検査すること等により、情報漏

洩等の事故を防止すること。

1 0 成果物

受注者は、（１）以外の次のドキュメントを紙媒体で２部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で２部提出すること。なお、電子データについては MicrosoftOffice 形式で提出すること。

（１）プログラムモジュール等

本業務で当院向けに開発するシステムに標準で装備されている機能以外の機能（以下「非標準機能」という。）用プログラムモジュール等

（２）作業実施計画書等

本業務の管理体制・管理方法・全体スケジュール表・詳細スケジュール・作業体制等を明記したもの、作業着手届及び作業従事者届（略歴・秘密保持に関する誓約を含む。）

（３）設計書

システム基本設計、改修設計書（画面の変更、帳票の変更、プログラムの変更、データベースの変更、アプリケーション等の設定変更等）、詳細設計、データベース定義書、コード定義書等

（４）導入計画書

構築の実施内容・導入手順・担当者・スケジュール等を明記したもの

（５）テスト計画書

システム単体・他システムとの結合・運用等を想定した全体等のテスト単位ごとに、テスト方法・テスト内容・テスト成功条件・確認方法・スケジュール・担当者・他関連システムとの連携確認等について明記したもの

（６）進捗・作業報告書

進捗報告書（定期的に提出）、課題管理表、構築作業等の作業報告書等

（７）テスト結果報告書

テスト単位毎のテストの結果及び作業報告書等

（８）運用管理手順書

当院職員がシステム管理画面操作時に参照する操作手順書

（９）議事録

出席者・実施日時・打合せ内容・発言者・決定事項等を明記したもの

（１０）その他成果物

その他、発注者と協議の上、必要と判断した成果物があれば別途提出すること。

1 1 テスト

（１）受注者は、次の要件に基づき、必要なテストを実施すること。

- (ア) 本仕様書に定めた機器同士の連携に係る事前確認は当院作業場所においてテストを実施すること。
- (イ) 本番環境を用いたテストを行う場合は、発注者及び既存 PBX 保守業者と十分協議を行い、極力当院の運営に影響のない条件の中で行うこと。
- (ウ) テストに係わる一切の経費は受注者が負担すること。
- (エ) 疑義が発生した場合は都度、発注者と協議すること。

1 2 導入

本番切替が計画どおり実施できないことも想定し、切替前の環境に復旧できるよう必要なバックアップを取得すること。

受注者は、本番切替後の不測の事態に備え、連絡体制を整備するとともに、切替後の発注者からの連絡に対し、迅速に対応すること。

1 3 契約条件等

(1) 秘密保持

- (ア) 受注者は、契約期間中はもとより、契約期間終了後であっても、本業務を履行する上で知り得た当院及び患者等に係る情報を第三者に開示又は漏えいさせないこととし、そのために必要な措置を講じること。
- (イ) 発注者が提供する施設図面等は原則貸出しとし、発注者の指定する日までに返却すること。受注者は、貸与資料についての借用書を発注者に提出すること。なお、受注者は、貸与資料については、複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させないこと。また、紛失、破損及び滅失することのないよう慎重に取り扱うこと。
- (ウ) (ア) の情報及び (イ) の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に当院と協議の上、承認を得ること。

(2) 情報セキュリティの確保

- (ア) 受注者は、発注者の定める山形市立病院済生館電子情報処理要綱を遵守すること。
- (イ) 受注者は、セキュリティを確保するために次の措置を講じることとし、発生する費用は本業務に含むこと。
 - ① 本業務の履行のために発注者から提供する重要情報及び本業務の履行において知り得た重要情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、その秘密を保持し、本業務の目的以外に利用しないこと。
 - ② 本業務の履行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、直ちに当院に報告すること。また、受注者は、被害状況を把

握するために必要な記録類を契約期間終了まで保存し、当院の求めに応じて提供すること。

③ 受注者の講じる情報セキュリティ対策が山形市立病院済生館電子情報処理要綱の基準を満たしていない場合には、受注者は、発注者と協議の上、追加的なセキュリティ対策を講じること。

④ 本業務の履行における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために、発注者が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受け入れること（発注者が選定した事業者による監査を含む。）。

（ウ）受注者は、本業務の履行に当たり受注者の管理管轄する場所以外で作業を行う場合は、身分証明書を常時本業務従事者に携帯させること。また、関係者の請求があった場合はこれを提示すること。

（３）個人情報保護に関する事項

（ア）受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」及び当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

（イ）受注者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。）の取扱いに関して、発注者が提示する個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を取扱うこと。

（ウ）受注者は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。

（エ）受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）に関し、次のとおり取り扱うこと。

① 取扱区域を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告すること。

② 取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、承認を得ること。

③ 発注者が指定する場所に持ち出す場合を除き、特定個人情報を取扱区域から持ち出さないこと。

（４）契約不適合責任

本調達の成果物が本仕様書の内容に適合しないものであることが発見された場合には、当院は、それを発見した日から起算して１年間、当院が指定する期日までに無償で改修し、又はその不適合によって生じた損害の賠償を請求することができるものとし、受注者はそれらに応じること。なお、それを発見した日から起算して１年間を超える保証期間の明記があるものは、当該期間の保証義務を負うこと

とし、当該期間を経過した後は、有償で改修すること。

(5) 再委託等

(ア) 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を委任、請負等により第三者に実施させないこと。ただし、次の場合においては、この限りでない。

① 受注者が書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負業務の範囲を事前に発注者に申請し、その承認を受けた場合

② 受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品の購入・会場借上げ等の軽微な業務を委託しようとする場合

(イ) (ア) に基づき、第三者に業務を委任、請負等（以下「再委託等」という。）する場合は、本仕様書 13（1）秘密保持及び 13（2）情報セキュリティの確保及び 13（3）個人情報の保護に関する事項に従い、当該第三者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保について同様の義務を請負契約等において課すこと。

(ウ) 受注者が（ア）に基づき再委託等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面（履行体制に関する書面）を発注者に提出すること。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(エ) 受注者が（ア）に基づき再委託等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々委託等の場合も同様とする。

(6) 損害賠償、復旧

(ア) 受注者は、本業務の履行中に生じた事故等に対して、発生原因、経過及び被害等の状況を直ちに報告し、発注者の指示を受けること。

(イ) 本システム等の利用又は業務により、当院の他システム及び機器等に不具合が発見された場合、受注者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。

(ウ) 本業務において、受注者の故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償すること。また、本仕様書 13（5）に規定する再委託等を受託したものが、第三者に損害を与えた場合についても同様とする。その場合の賠償の責めは受注者が負うものとする。

(7) 権利・義務の譲渡

受注者は、本仕様書 13（5）に規定する再委託に関するものを除き、本業務及

び契約から生じる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供しないこと。

(8) 知的財産権の帰属等

(ア) 本業務の成果物について、受注者は、本業務受託以前に受注者が権利を有するものを除き、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権を発注者に無償で譲渡することとし、発注者が独占的に使用するものとする。

(イ) 受注者は、発注者及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と協議すること。

(ウ) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続を行うこと。なお、この場合、受注者は、当該著作権者の使用許諾条件につき、発注者の承認を得ること。

(エ) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

1 4 その他

(1) 本仕様書は、委託業務の実施に関する大要である。受注者は、委託業務の実施にあたり当該業務に付随すると認められる業務については、委託業務の範囲として処理するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項及びその他疑義のある時は、発注者が指示する。

(3) 本業務により発生する廃棄物については受注者が適正に廃棄すること。